訂正後	訂正前
〔結いの党〕 支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分） 結いの党兵庫県第１区支部 ［略］ ［１～４　略］ ５　支出項目別金額の内訳 ［略］ （事務所費） 支出の目的　金額　氏名　住所 事務所家賃1月　105,000　万谷　智昭　神戸市 事務所家賃2月　105,000　㈱ストーク　豊岡市 ［略］	〔結いの党〕 支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分） 結いの党兵庫県第１区支部 ［同左］ ［１～４　同左］ ５　支出項目別金額の内訳 ［同左］ （事務所費） 支出の目的　金額　氏名　住所 事務所家賃1月　105,000　会社格安センター　神戸市 ㈱ 事務所家賃2月　105,000　〃　〃 ［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三百四十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、維新の党から訂正の報告があったので、平成二十七年総務省告示第三百二十一号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十月十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔維新の党〕 支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分） 維新の党兵庫県第１区支部 ［略］ ［１～６　略］ ７　支出項目別金額の内訳 ［略］ （事務所費） 支出の目的　金額　氏名　住所 事務所家賃11月　108,000　㈱ストーク　豊岡市 事務所家賃12月　108,000　〃　〃 事務所家賃１月　108,000　〃　〃 ［略］ ［８　略］	〔維新の党〕 支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分） 維新の党兵庫県第１区支部 ［同左］ ［１～６　同左］ ７　支出項目別金額の内訳 ［同左］ （事務所費） 支出の目的　金額　氏名　住所 事務所家賃10月　108,000　会社格安センター　神戸市 ㈱ 事務所家賃11月　108,000　〃　〃 事務所家賃12月　108,000　〃　〃 ［同左］ ［８　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	